

全日本実業団ヨット連盟 定 款

第1章 総則

第1条（名称）

本団体は、全日本実業団ヨット連盟（以下、「連盟」という）と称する。

第2条（事務所）

連盟は、主たる事務所を理事長住所に置く。

第3条（目的）

連盟は、我が国における実業団ヨット団体を代表し、その健全なる発展ならびに普及に努めると共に、会員相互の親睦融和を計ることを目的とする。

第4条（事業）

連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 全日本実業団ヨット選手権大会、その他の競技会の開催
- (2) その他、連盟の目的達成のため必要な事業

第5条（組織）

連盟は、次に掲げる水域の会員を統括する各水域連盟をもって組織する。連盟は公益財団法人日本セーリング連盟（JSAF）に特別加盟団体として加盟する。

- (1) 関東実業団ヨット連盟（北海道、東北を含む）
- (2) 中部実業団ヨット連盟
- (3) 近畿・北陸実業団ヨット連盟
- (4) 関西実業団ヨット連盟
- (5) 中四国実業団ヨット連盟
- (6) 九州実業団ヨット連盟

第2章 会員

第6条（構成員）

連盟の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 連盟の事業に賛同した「企業等」の役職員により構成されるヨット部
- (2) 特別会員 連盟の事業に賛同した「社会人で構成される任意団体」

第7条（会員の加盟、脱退）

連盟への加盟は、各水域が承認し、理事会に報告されるものとする。
連盟からの脱会は、理事会に諮る必要は無く、随時行うことができる。

第8条（会費）

会員は、連盟の事業活動に生じる費用に充てるため、理事会で会員種別毎に決定する年会費を支払わなければならない。

2 会費については、各水域連盟で徴収し、理事会で決定する水域分担金として、その一部を連盟に納めるものとする。

第9条（会員総会）

会員総会の承認事項は、次の事項とする。

- (1) 第16条(役員を選任)に基づき理事会が推薦する役員候補の役員としての承認
- (2) 第34条(定款の変更)に基づく、本定款の重要な変更の承認
- (3) その他、理事会もしくは会員総数の3分の2以上が会員総会における承認が必要と認める重要事項

第10条（会員総会の招集）

会員総会は、毎年1回、全日本実業団ヨット選手権大会の開催時に行うものとする。

2 前項に定めるほか、会長または理事長は職務執行上必要と判断した時には、臨時会員総会を招集することができる。

3 会員総会は、集合会議、オンラインによる遠隔会議又は電子メールによる書面会議により実施する。

第11条（会員総会の議長）

会員総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その他理事が互選により議長を務める。

第12条（会員総会の決議）

会員総会の決議は、本定款に別段の定めなき限り、出席正会員の過半数をもって行う。(委任状による議決権行使を認める)

2 会員総会会の決議の目的である事項について、理事会において承認決議を行い、理事長が書面又は電磁的記録により、会員総会の決議の目的である事項であることを明らかにしたうえで提案し、正会員総数の過半数が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の会員総会の決議があったものとみなす。

第13条（会員総会の議事録）

会員総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録については5年間、主たる事務所又は電磁的記録で保管するものとする。

第14条（除名）

会員が次のいずれかに該当する場合は、理事会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本定款又はその他の規則に違反した場合
- (2) 連盟の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をした場合
- (3) その他除名すべき正当な事由がある場合

2 前項により会員を除名したときは、当該会員に対し、その旨を通知しなければならない。

第3章 役員

第15条（構成）

連盟に、次の役員を置く。

(1) 理事 5人以上15人以内

(2) 監事 1人

2 理事の構成は次の通りとする。

- ・ 会長 1名
- ・ 副会長 1名
- ・ 理事長 1名
- ・ 水域代表理事 6名
- ・ 活性化担当理事 若干名
- ・ 会計担当理事 1名
- ・ 事務局担当理事 1名

3 連盟は、上記役員その他、第19条（顧問の委嘱）に基づき顧問の就任を任命することができる。

第16条（役員を選任）

理事は、各水域連盟の代表者、各水域連盟の推薦者及び理事の推薦者の中から、理事会の決議により候補者を選任し、第9条（会員総会）の承認に基づき選任する。

2 会長、副会長、理事長、各担当理事は、理事会の決議によって理事の中から選任される。

3 監事は、監査対象の翌年度の全日本実業団ヨット選手権大会が開催される水域の理事が兼任する。ただし、翌年度も同じ水域の場合は、その翌年度の水域の理事が兼任する。

第17条（理事の職務及び権限）

理事は、理事会を構成し、職務を執行する。

2 会長は、連盟を代表し、連盟の業務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

4 理事長は、会長の指揮下で業務統括し、会長、副会長に事故があるときはその職務を代行する。

5 水域代表理事は、各水域の運営ならびに理事会の定めるところにより連盟の業務を執行する。

6 活性化担当理事は、連盟の活性化の施策を立案し、理事会の承認のもと実行する。

7 会計担当理事は、連盟の収入・経費を管理・遂行し、決算報告書を作成する。

8 事務局代表理事は、理事長の業務を補佐し、JSAFや関係団体との交渉窓口を務める。

9 上記の理事の役職については、必要に応じ兼務をすることができる。

第18条（監事の職務及び権限）

監事は、監査対象の会計年度の連盟の業務が、規約に則り適切に遂行されているかにつき、理事の職務の執行を監査する。

2 監事は、いつでも理事に対し報告を求め、協会の業務及び財産状況を調査することができる。

3 監事は第33条に基づく、監査対象の会計年度の会計監査を含め、本条に基づく業務監査の報告書を作成し、理事会の承認を得るものとする。

第 19 条（顧問の委嘱）

顧問は、連盟に功績のあった者、または学識経験者の中から理事会で推薦し、会長が委嘱する。

- 2 顧問は、会長および理事会の諮問に応じ、連盟の運営、方針決定をサポートする。
- 3 顧問の任期は委嘱から 2 年間とする。再委嘱の場合は、改めて第 1 項の手続きを要する。

第 20 条（役員任期）

役員任期は 2 年とし、再任をさまたげない。再任の場合も第 16 条(役員選任)の規定が適用される。

- 2 役員は、任期満了といえども後任者が就任するまでは引き続きその任にあるものとする。
- 3 年度中に役員に欠員が生じた場合は、必要に応じ理事会においてその後任者を選任する。ただし、この場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第 21 条（役員解任）

理事及び監事は、次の場合、理事会の決議によって解任することができる。

- (1) 本定款又はその他の規則に違反した場合
- (2) 連盟の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をした場合
- (3) その他除名すべき正当な事由がある場合

第 22 条（報酬等）

理事、監事及び顧問は、無報酬とする。

- 2 理事、監事及び顧問には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 4 章 理事会

第 23 条（構成）

連盟に理事会を置き、すべての理事をもって構成する。

- 2 監事は理事会に出席し、意見を述べる事ができる。

第 24 条（権限）

理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 連盟の業務執行に関する重要事項の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 予算、決算及び会計監査報告の審査と承認
- (4) 会長、副会長、理事長、各担当理事、監事、顧問の選定及び解任
- (5) 連盟の事業に関する意見聴取と方針決定
- (6) 全日本実業団ヨット選手権大会開催予定地の決定
- (7) 本定款の改廃
(ただし、第 9 条(会員総会)第 2 項に定める事項については、会員総会の承認を要する。)
- (8) その他、理事会が必要と認める事項

第 25 条（招集）

- 理事会は、理事長が招集し、毎年 1 回、全日本実業団ヨット選手権大会の開催時に行うものとする。
- 2 前項に定めるほか、会長または理事長は職務執行上必要と判断した時には、臨時理事会を召集することができる。
 - 3 理事会は、集合会議、オンラインによる遠隔会議又は電子メールによる書面会議により実施する。
 - 4 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、その他理事が理事会を招集する。

第 26 条（議長）

- 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その他理事が互選により議長を務める。

第 27 条（決議）

理事会の決議は、決議についての利害関係を有する理事を除いた理事の 3 分の 2 以上が出席し、その過半数をもって決議を行う。可否同数の場合には、議長は決裁権を持たず、議案は否決されたものとみなす。

第 28 条（書面等の決議）

理事会の決議の目的である事項について、理事長が書面又は電磁的記録により、理事会の決議の目的である事項であることを明らかにしたうえで提案し、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事はその提案について異議を述べたときを除く）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

第 29 条（書面等の報告）

理事会に報告すべき事項について、報告義務者が理事及び監事の全員に対して書面又は電磁的記録により、理事会に報告すべき事項であることを明らかにして、通知したときは、その事項を理事会へ報告したものとみなす。

第 30 条（議事録）

- 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録については 5 年間、主たる事務所又は電磁的記録で保管するものとする。

第 5 章 予算及び決算

第 31 条（事業年度）

連盟の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 32 条（収支予算）

連盟の経費は、各水域連盟からの分担金、その他収入をもってこれに充てる。各水域連盟からの分担金は理事会で決議する。

第33条（決算）

連盟の決算については、毎事業年度終了後、会計担当理事が決算報告書を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項により承認を受けた書類を5年間、主たる事務所又は電磁的記録で保管するものとする。

第6章 補則

第34条（定款の変更）

本定款は、理事会の決議によって変更することができる。

2 本定款の変更のうち理事会で重大と認められるものについては、会員総会の多数決による承認を得なければならない。

第35条（解散）

連盟は、理事会の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

第36条（委任）

本定款に定めるもののほか、連盟の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款（規約）は、本規約は2004年9月1日より発効する。

- ・ 2005年12月14日 改定
- ・ 2006年 5月20日 改定
- ・ 2013年 9月13日 改定
- ・ 2021年 4月 1日 改定
- ・ 2022年 1月 1日 改定

2 この定款における「主たる事務所（理事長住所）」は、愛知県安城市に置く。

以 上